平成２４年（フ）第７４５号
東京都武蔵村山市学園５丁目10―３―201
債務者　寒河江勝永
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４８号
東京都日野市神明３丁目12―１―103
債務者　平林　光仁
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６８号
東京都墨田区八広２丁目４―１―302
債務者　工藤　圭子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７１号
東京都台東区清川２丁目33―６
債務者　寺島　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６号
東京都江戸川区春江町３丁目８―16
債務者　新川みちよ（旧姓照井）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７８号
東京都府中市新町２丁目14―７―208
債務者　土岐　康郁
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７９号
東京都練馬区田柄３丁目６―18―403
債務者　玉城　裕子（旧姓國安）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８１号
東京都西多摩郡奥多摩町小丹波215
債務者　實森三栄子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８２号
東京都日野市三沢３丁目19―８―1505
債務者　鎌倉　将人
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９７号
東京都大田区南久が原２丁目13―１
債務者　中村　幸一
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９８号
千葉県柏市豊四季557―９―101
債務者　高田　　博
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８００号
東京都青梅市師岡町１丁目154―３
債務者　金子　和夫
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０３号
東京都八王子市横川町668―30
債務者　本橋　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０４号
東京都江東区永代２丁目20―６
債務者　プレーマラタナ　ダンミカ　プラサンナ
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０５号
東京都江東区永代２丁目20―６
債務者　松本千登世
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０７号
東京都世田谷区太子堂２丁目24―５―402
債務者　宮崎　知行
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部